

法人村民税の税率について

(1) 均等割

資本金等の額	道志村内の事務所等の従業者数	税率（年税率）
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え 50億円以下である法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え 10億円以下である法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え 1億円以下である法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円

均等割額=上記の税率×事務所等又は寮等を有していた月数〔注〕÷12（100円未満切り捨て）

〔注〕月数計算は設置または廃止の日を含めて計算し、存在月数が1か月に満たない場合は1月に切り上げ、1か月と10日というように1月を超えて生じる場合端数は切り捨てます。

(2) 法人税割

法人等の区分	税率		
	平成26年10月1日より前に開始した事業年度	平成26年10月1日以降、令和元年9月30日まで開始した事業年度	令和元年10月1日以降に開始する事業年度
すべての法人等	12.3%	9.7%	6.0%

法人税割額=課税標準となる法人税額×税率